

平成23年度当初予算における 使用料・手数料等について

公共料金については、市民負担の公平確保の観点と受益者負担の原則、国・県における基準等を踏まえ、市民生活に与える影響などを勘案し、必要最小限度の新設及び改定を行う。

■新設 2件

名 称	主 な 内 容
廃棄物処理施設 定期検査手数料	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により廃棄物処理施設設置者に定期的な検査が義務付けられたことに伴い、手数料を設定</p> <p>一般廃棄物処理施設・産業廃棄物処理施設 定期検査手数料 33,000円/件</p> <p>[条例施行期日：H23.4.1]</p>
熱回収施設設置者 認定申請手数料	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により廃棄物焼却炉を利用した熱回収施設の認定制度が創設されたことに伴い、手数料を設定</p> <p>一般廃棄物処理施設・産業廃棄物処理施設 熱回収施設設置者認定申請手数料 33,000円/件 熱回収施設設置者認定更新申請手数料 20,000円/件</p> <p>[条例施行期日：H23.4.1]</p>

■改定 9件

名 称	主 内 容																																																														
食品等の試験検査に係る 理化学的試験手数料	<p>水質基準に関する省令の改正により検査項目が追加等されたため、試験手数料を改定</p> <p style="text-align: right;">(単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">区分</th> <th>改定前</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">食品等の試験検査</td> <td rowspan="2">理化学的試験 手数料</td> <td rowspan="2">定性分析</td> <td>簡易なもの</td> <td>1,250</td> <td>1,360</td> </tr> <tr> <td>複雑なもの</td> <td>4,710</td> <td>4,930</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">定量分析</td> <td>簡易なもの</td> <td>2,930</td> <td>3,140</td> </tr> <tr> <td>複雑なもの</td> <td>5,760</td> <td>6,100</td> </tr> <tr> <td>特に複雑なもの</td> <td>16,260</td> <td>16,700</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">微生物学的試験手数料及び血清学的試験手数料</td> <td>簡易なもの</td> <td>3,030</td> <td>3,080</td> </tr> <tr> <td>複雑なもの</td> <td>5,250</td> <td>5,350</td> </tr> <tr> <td>特に複雑なもの</td> <td>9,450</td> <td>9,740</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="4">飲料水、河川水、 排水等の試験検査</td> <td rowspan="2">飲料水の試験 手数料</td> <td rowspan="2">理化学的試験</td> <td>定量分析</td> <td>複雑なもの</td> <td>6,000</td> <td>6,900</td> </tr> <tr> <td>特に複雑なもの</td> <td>12,000</td> <td>12,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">プール水の試験手数料</td> <td colspan="2">細菌学的試験</td> <td>複雑なもの</td> <td>6,200</td> <td>8,900</td> </tr> <tr> <td colspan="2">温泉試験手数料</td> <td>鉍泉小分析</td> <td>21,450</td> <td>23,500</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>鉍泉分析</td> <td>71,140</td> <td>81,300</td> </tr> </tbody> </table> <p>[規則施行期日：H23.4.1]</p>	区分				改定前	改定後	食品等の試験検査	理化学的試験 手数料	定性分析	簡易なもの	1,250	1,360	複雑なもの	4,710	4,930	定量分析	簡易なもの	2,930	3,140	複雑なもの	5,760	6,100	特に複雑なもの	16,260	16,700	微生物学的試験手数料及び血清学的試験手数料	簡易なもの	3,030	3,080	複雑なもの	5,250	5,350	特に複雑なもの	9,450	9,740	飲料水、河川水、 排水等の試験検査	飲料水の試験 手数料	理化学的試験	定量分析	複雑なもの	6,000	6,900	特に複雑なもの	12,000	12,300	プール水の試験手数料	細菌学的試験		複雑なもの	6,200	8,900	温泉試験手数料		鉍泉小分析	21,450	23,500				鉍泉分析	71,140	81,300
区分				改定前	改定後																																																										
食品等の試験検査	理化学的試験 手数料	定性分析	簡易なもの	1,250	1,360																																																										
			複雑なもの	4,710	4,930																																																										
	定量分析	簡易なもの	2,930	3,140																																																											
		複雑なもの	5,760	6,100																																																											
		特に複雑なもの	16,260	16,700																																																											
	微生物学的試験手数料及び血清学的試験手数料	簡易なもの	3,030	3,080																																																											
複雑なもの		5,250	5,350																																																												
特に複雑なもの		9,450	9,740																																																												
飲料水、河川水、 排水等の試験検査	飲料水の試験 手数料	理化学的試験	定量分析	複雑なもの	6,000	6,900																																																									
			特に複雑なもの	12,000	12,300																																																										
	プール水の試験手数料	細菌学的試験		複雑なもの	6,200	8,900																																																									
		温泉試験手数料		鉍泉小分析	21,450	23,500																																																									
			鉍泉分析	71,140	81,300																																																										
国民健康保険料	<p>国民健康保険法施行令の改正に伴い、保険料賦課限度額を改定</p> <p style="text-align: right;">(単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改定前</th> <th>改定後</th> <th>改定幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療分</td> <td>500,000</td> <td>510,000</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者支援金分</td> <td>130,000</td> <td>140,000</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>介護納付金分(40～64歳)</td> <td>100,000</td> <td>120,000</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>730,000</td> <td>770,000</td> <td>40,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>[条例施行期日：H23.4.1]</p>	区分	改定前	改定後	改定幅	医療分	500,000	510,000	10,000	後期高齢者支援金分	130,000	140,000	10,000	介護納付金分(40～64歳)	100,000	120,000	20,000	合計	730,000	770,000	40,000																																										
区分	改定前	改定後	改定幅																																																												
医療分	500,000	510,000	10,000																																																												
後期高齢者支援金分	130,000	140,000	10,000																																																												
介護納付金分(40～64歳)	100,000	120,000	20,000																																																												
合計	730,000	770,000	40,000																																																												
保 育 料	<p>国の保育料基準額表の階層変更に伴い、新たに高所得者階層を新設</p> <p style="text-align: right;">(単位:円/月)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">改定前</th> <th colspan="4">改定後</th> </tr> <tr> <th>階層</th> <th>所得税額 (前年分)</th> <th>3歳未満児 保育料</th> <th>3歳以上児 保育料</th> <th>階層</th> <th>所得税額 (前年分)</th> <th>3歳未満児 保育料</th> <th>3歳以上児 保育料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">D10</td> <td rowspan="4">413,000円以上</td> <td rowspan="4">54,830</td> <td rowspan="4">29,610</td> <td>D10</td> <td>413,000円以上 573,500円未満</td> <td>56,890</td> <td>30,720</td> </tr> <tr> <td>D11</td> <td>573,500円以上 734,000円未満</td> <td>60,000</td> <td>32,280</td> </tr> <tr> <td>D12</td> <td>734,000円以上 1,500,000円未満</td> <td>65,100</td> <td>33,840</td> </tr> <tr> <td>D13</td> <td>1,500,000円以上</td> <td>70,200</td> <td>35,420</td> </tr> </tbody> </table> <p>[規則施行期日：H23.4.1]</p>	改定前				改定後				階層	所得税額 (前年分)	3歳未満児 保育料	3歳以上児 保育料	階層	所得税額 (前年分)	3歳未満児 保育料	3歳以上児 保育料	D10	413,000円以上	54,830	29,610	D10	413,000円以上 573,500円未満	56,890	30,720	D11	573,500円以上 734,000円未満	60,000	32,280	D12	734,000円以上 1,500,000円未満	65,100	33,840	D13	1,500,000円以上	70,200	35,420																										
改定前				改定後																																																											
階層	所得税額 (前年分)	3歳未満児 保育料	3歳以上児 保育料	階層	所得税額 (前年分)	3歳未満児 保育料	3歳以上児 保育料																																																								
D10	413,000円以上	54,830	29,610	D10	413,000円以上 573,500円未満	56,890	30,720																																																								
				D11	573,500円以上 734,000円未満	60,000	32,280																																																								
				D12	734,000円以上 1,500,000円未満	65,100	33,840																																																								
				D13	1,500,000円以上	70,200	35,420																																																								
家庭的保育料	<p>保育料の改定に伴い、家庭的保育料を改定</p> <p style="text-align: right;">(単位:円/月)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">改定前</th> <th colspan="3">改定後</th> </tr> <tr> <th>階層</th> <th>所得税額 (前年分)</th> <th>3歳未満児 保育料</th> <th>階層</th> <th>所得税額 (前年分)</th> <th>3歳未満児 保育料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">D10</td> <td rowspan="4">413,000円以上</td> <td rowspan="4">38,380</td> <td>D10</td> <td>413,000円以上 573,500円未満</td> <td>39,820</td> </tr> <tr> <td>D11</td> <td>573,500円以上 734,000円未満</td> <td>42,000</td> </tr> <tr> <td>D12</td> <td>734,000円以上 1,500,000円未満</td> <td>45,570</td> </tr> <tr> <td>D13</td> <td>1,500,000円以上</td> <td>49,140</td> </tr> </tbody> </table> <p>※週6日・9時間/日利用の場合</p> <p>[要綱施行期日：H23.4.1]</p>	改定前			改定後			階層	所得税額 (前年分)	3歳未満児 保育料	階層	所得税額 (前年分)	3歳未満児 保育料	D10	413,000円以上	38,380	D10	413,000円以上 573,500円未満	39,820	D11	573,500円以上 734,000円未満	42,000	D12	734,000円以上 1,500,000円未満	45,570	D13	1,500,000円以上	49,140																																			
改定前			改定後																																																												
階層	所得税額 (前年分)	3歳未満児 保育料	階層	所得税額 (前年分)	3歳未満児 保育料																																																										
D10	413,000円以上	38,380	D10	413,000円以上 573,500円未満	39,820																																																										
			D11	573,500円以上 734,000円未満	42,000																																																										
			D12	734,000円以上 1,500,000円未満	45,570																																																										
			D13	1,500,000円以上	49,140																																																										

名 称	主 な 内 容																																																																	
道 路 占 用 料 ほ か 4 件	道路法施行令の改正による国の管理する道路の占用料の見直しにあわせ、本市の管理する道路の占用料を改定 主な改定内容 <table border="1" data-bbox="648 379 1850 1258"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>物 件</th> <th>単 位</th> <th>改 定 前</th> <th>改 定 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">法 3 2 条 第 1 項 第 1 号 に 掲 げ る 工 作 物</td> <td>電柱, 電話柱類</td> <td>本・年</td> <td>150円～4,700円</td> <td>100円～2,400円</td> </tr> <tr> <td>電線</td> <td>m・年</td> <td>10円～20円</td> <td>6円～10円</td> </tr> <tr> <td>変圧器(路上)</td> <td>個・年</td> <td>1,500円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>変圧器(地下)</td> <td>m²・年</td> <td>1,000円</td> <td>620円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">法 3 2 条 第 1 項 第 2 号 に 掲 げ る 物 件</td> <td rowspan="2">埋設管</td> <td rowspan="2">m・年</td> <td>100円～2,000円</td> <td>43円～1,200円</td> </tr> <tr> <td>3,100円～17,000円</td> <td>2,100円～12,000円</td> </tr> <tr> <td>法 3 2 条 第 1 項 第 3 号 及 び 第 4 号 に 掲 げ る 施 設</td> <td>日除け等</td> <td>m²・年</td> <td>3,100円</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>法 3 2 条 第 1 項 第 5 号 に 掲 げ る 施 設</td> <td>上空通路等</td> <td>m²・年</td> <td>3,100円～17,000円</td> <td>2,100円～12,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">政 令 第 7 条 第 1 号 に 掲 げ る 物 件</td> <td>看板(一時的)</td> <td>m²・月</td> <td>2,600円</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>看板(その他)</td> <td>m²・年</td> <td>26,000円</td> <td>24,000円</td> </tr> <tr> <td>アーチ</td> <td>基・月</td> <td>13,000円～26,000円</td> <td>12,000円～24,000円</td> </tr> <tr> <td>政 令 第 7 条 第 2 号 に 掲 げ る 工 事 用 施 設 及 び 第 3 号 に 掲 げ る 工 事 材 料</td> <td>足場等</td> <td>m²・月</td> <td>2,600円</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>政 令 第 7 条 第 6 号、第 7 号、第 8 号、第 9 号、第 10 号 及 び 第 11 号 に 掲 げ る 施 設</td> <td>路面下に設ける倉庫等</td> <td>m²・年</td> <td>近傍類似の土地価格に 0.005～0.018を 乗じて得た額</td> <td>近傍類似の土地価格に 0.009～0.028 を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	物 件	単 位	改 定 前	改 定 後	法 3 2 条 第 1 項 第 1 号 に 掲 げ る 工 作 物	電柱, 電話柱類	本・年	150円～4,700円	100円～2,400円	電線	m・年	10円～20円	6円～10円	変圧器(路上)	個・年	1,500円	1,000円	変圧器(地下)	m ² ・年	1,000円	620円	法 3 2 条 第 1 項 第 2 号 に 掲 げ る 物 件	埋設管	m・年	100円～2,000円	43円～1,200円	3,100円～17,000円	2,100円～12,000円	法 3 2 条 第 1 項 第 3 号 及 び 第 4 号 に 掲 げ る 施 設	日除け等	m ² ・年	3,100円	2,100円	法 3 2 条 第 1 項 第 5 号 に 掲 げ る 施 設	上空通路等	m ² ・年	3,100円～17,000円	2,100円～12,000円	政 令 第 7 条 第 1 号 に 掲 げ る 物 件	看板(一時的)	m ² ・月	2,600円	2,400円	看板(その他)	m ² ・年	26,000円	24,000円	アーチ	基・月	13,000円～26,000円	12,000円～24,000円	政 令 第 7 条 第 2 号 に 掲 げ る 工 事 用 施 設 及 び 第 3 号 に 掲 げ る 工 事 材 料	足場等	m ² ・月	2,600円	2,400円	政 令 第 7 条 第 6 号、第 7 号、第 8 号、第 9 号、第 10 号 及 び 第 11 号 に 掲 げ る 施 設	路面下に設ける倉庫等	m ² ・年	近傍類似の土地価格に 0.005～0.018を 乗じて得た額	近傍類似の土地価格に 0.009～0.028 を乗じて得た額
区 分	物 件	単 位	改 定 前	改 定 後																																																														
法 3 2 条 第 1 項 第 1 号 に 掲 げ る 工 作 物	電柱, 電話柱類	本・年	150円～4,700円	100円～2,400円																																																														
	電線	m・年	10円～20円	6円～10円																																																														
	変圧器(路上)	個・年	1,500円	1,000円																																																														
	変圧器(地下)	m ² ・年	1,000円	620円																																																														
法 3 2 条 第 1 項 第 2 号 に 掲 げ る 物 件	埋設管	m・年	100円～2,000円	43円～1,200円																																																														
			3,100円～17,000円	2,100円～12,000円																																																														
法 3 2 条 第 1 項 第 3 号 及 び 第 4 号 に 掲 げ る 施 設	日除け等	m ² ・年	3,100円	2,100円																																																														
法 3 2 条 第 1 項 第 5 号 に 掲 げ る 施 設	上空通路等	m ² ・年	3,100円～17,000円	2,100円～12,000円																																																														
政 令 第 7 条 第 1 号 に 掲 げ る 物 件	看板(一時的)	m ² ・月	2,600円	2,400円																																																														
	看板(その他)	m ² ・年	26,000円	24,000円																																																														
	アーチ	基・月	13,000円～26,000円	12,000円～24,000円																																																														
政 令 第 7 条 第 2 号 に 掲 げ る 工 事 用 施 設 及 び 第 3 号 に 掲 げ る 工 事 材 料	足場等	m ² ・月	2,600円	2,400円																																																														
政 令 第 7 条 第 6 号、第 7 号、第 8 号、第 9 号、第 10 号 及 び 第 11 号 に 掲 げ る 施 設	路面下に設ける倉庫等	m ² ・年	近傍類似の土地価格に 0.005～0.018を 乗じて得た額	近傍類似の土地価格に 0.009～0.028 を乗じて得た額																																																														
道路占用料に準拠する下記料金についても改定 公園占用料、水路敷地占用料、河川占用料、行政財産目的外使用料																																																																		
[条例施行期日 : H23. 4. 1]																																																																		